

# 令和2年12月28日開催「秋田県業界研究会」開催要領

## 1 目的

大学、短期大学、高等専門学校及び専修学校（以下「大学等」という。）の学生等が、業界の内容や職種、インターンシップ等について研究する機会を設けることにより、学生の職業観の育成と県内就職を促進する。

## 2 主催

秋田県、秋田労働局、秋田新卒応援ハローワーク及び県内各ハローワーク

## 3 開催日時及び会場

日時 令和2年12月28日（月）10時30分から15時まで（受付10時から）

会場 秋田ビューホテル（秋田市中通2-6-1）

## 4 実施内容

### (1) 企業・業界研究

業界ごとに区分けして企業ブースを設置し、企業や業界、職種、インターンシップ等の情報を提供する。（参加企業数 50社程度）

### (2) 公的機関等による個別相談、情報提供等

- ① ハローワーク職員による就職相談、アドバイス
- ② 県内就職促進事業等に関する情報提供、相談

## 5 参加条件

### (1) 参加費用

学生等、企業ともに、参加費用は無料とする。ただし、会場までの交通費は参加者の負担とする。

### (2) 学生等

①対象とする学生等は次のとおりとする。

大学、短期大学、高等専門学校、専修学校等の学生（学年は問わない）、既卒者、保護者

②学生等の参加申込等は以下のとおりとする。

- ・事前申込は不要
- ・参加者は、あらかじめ、**参加申込書(学生等用)**の様式を秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」（以下「美の国あきた」という。）の移住・定住促進課ページ内または、秋田県就活情報サイト「KocchAke!（こっちゃけ）」（以下「こっちゃ

け」という)の「秋田県業界研究会」の案内ページ内からダウンロードし、必要事項を記入の上、**受付に提出すること**。

- ・参加企業でのインターンシップを希望する学生等は、企業ブースを訪問した際にその旨を企業担当者へ伝えること。申込みについては、この研究会で使用した参加申込書(学生等用)様式を代用しても良いこと。

### (3) 企業

次の全ての条件を満たすこと。

- ① **勤務地を秋田県内とする大学等卒業者の採用に積極的であり**、インターンシップの実施を予定し、当日にインターンシップの申込みができる、またはその内容の説明が可能であること。
- ② 別添「【資料1】参加にあたっての留意事項」を熟読のうえ、要件を満たすこと。
- ③ 労働基準法などの労働関係法令の規定違反等により、職業安定法に基づくハローワークの新卒求人不受理対象事業所に該当していないこと。
- ④ **「こっちゃけ」に企業情報を掲載**していること。

## 6 参加企業の決定

参加企業は、業種ごとに定めた担当課室がそれぞれ決定する。

業種、担当課室、問い合わせ先については、別添「【資料2】参加企業の決定方法」とおりとする。

## 7 その他

### (1) 参加企業情報のウェブサイト等への掲載

- ① 企業は、参加申込をした時点で「秋田県業界研究会 参加申込書(企業用)」(以下「参加申込書(企業用)」という。)の記載内容について、「美の国あきた」、「こっちゃけ」及び当日配布資料への掲載を承諾したものとする。
- ② 参加決定企業で、「参加申込書(企業用)」の記載内容に修正が生じた場合は、修正した「参加申込書(企業用)」を、速やかに移住・定住促進課へ提出すること。

### (2) 採用選考に関する遵守等

参加企業は、この研究会の目的を理解し、次のことを遵守すること。

- ① この研究会は、採用選考の場ではないため、面談や説明が採用選考とならないよう注意すること。
- ② 卒業後3年間経過した既卒者への企業説明等について、厚生労働省「青少年の雇用機会の確保及び職場への定着に関して事業主、職業紹介事業者当その他の関係者が適切に対処するための指針」の趣旨を踏まえ対応すること。

### (3) 企業の参加辞退

① 参加学生及び参加企業の混乱を招くおそれが大きいため、**参加決定後の辞退は厳に慎むこと。**

② やむを得ず辞退する場合は、速やかに7(4)の連絡先あてに**電子メール及び電話により連絡すること。**

(4) **連絡先**

秋田県 あきた未来創造部 移住・定住促進課 調整・県内定着促進班

〒010-8570

秋田市山王四丁目1-1 秋田県庁舎5階

メール [hello3751@mail2.pref.akita.jp](mailto:hello3751@mail2.pref.akita.jp)

電話 018-860-1248